

# 「西宮市一般廃棄物処理基本計画（素案）」に対する 意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表します

「西宮市一般廃棄物処理基本計画（素案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）について、ご意見の概要とそれに対する市の考え方をとりまとめましたので公表します。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

※ いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。

※ 個人・団体等への誹謗中傷など市が不適切と判断した内容や、個人等が特定される内容については、記載していません。

## 1. 意見募集結果概要

【意見募集期間】 平成30年10月25日（木）～平成30年11月26日（月）

【意見提出者数】 1名

【意見提出件数】 4件

### 《回答分類》

回答分類	説明	件数
①素案に記載済の内容です	いただいたご意見の内容は既に素案に盛り込まれています。	
②素案を修正します	いただいたご意見をもとに素案を修正します。	
③今後の参考・検討とします	素案の修正はしませんが、いただいたご意見は今後の参考（検討）にします。	3
④素案のとおりとします	ご意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	1
⑤その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等（①～④に該当しないもの）。	
	合計	4

## 2. ご意見の概要及び市の考え方について

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
1	分別の徹底とリサイクルの推進 P8・P41	ごみを減らす目的での有料指定袋制度を導入には反対。また、その他プラを出す透明袋の指定を解除してほしい。	1	<p>指定ごみ袋等の導入検討の趣旨は、ごみの適正分別・減量を推進するものです。現状、「もやすごみ」の排出時に使用するごみ袋の規制はなく、黒色の袋が多く利用されている傾向にあります。</p> <p>しかしながら、黒色の袋は中身が見えないため、適正な分別がされているか確認ができないことに加え、収集作業時に危険が伴っております。よって、ごみの適正分別・減量の推進ならびに収集作業時の安全を確保する観点から、中身の見える指定ごみ袋等の導入を検討すべきであると考えております。また、「その他プラ」の排出時に使用するごみ袋につきましても、前記の趣旨により中身の見える透明な袋を使用することとしているものであるため、指定を解除する予定はございません。</p> <p>なお、指定ごみ袋等の検討の際は、有料指定袋制度につきましては、市民の費用負担が大きくなることから、慎重に検討したいと考えております。</p>	③
2	資源物持ち去り行為禁止の徹底 P42	ごみに出されたものの中には、まだ使えるものがありアルミ缶以外の資源物を自由に持って良いことにしてほしい。	1	<p>市民の方が排出された資源物（古紙類、アルミ缶・ビン・金属類など）につきましては、市が回収を行った後に再資源化事業者などに売却するなどの適正な処理を行い、得られた売却収入はごみ処理にかかる費用に充当しております。ごみステーションから持ち去りされた資源物は、その後、適正処理されているか確認できなくなります。また、持ち去り時に発生する騒音や持ち去り後のごみの散乱等に対する苦情も数多く寄せられおり、市民の皆様のごみ減量・分別意識の低下を招く恐れがあります。</p> <p>したがって、本市では「ごみステーションに出された資源物の持ち去り」を条例で禁止しており、今後も継続していく予定です。</p>	④

3	リサイクルの 推進 P41・P42	鼻をかんだ程度のちり紙ならリサイクルに出しても大丈夫と思えるが、紐で縛ることが難しいので、他の出し方を考えてはどうか。	1	古紙類の資源化を推進していくにあたり、小さなメモ用紙やトイレットペーパーの芯等、もやすごみとして捨てられがちな雑多な紙類の分別排出を徹底することも重要であります。現在、それらの雑紙類は「資源 B」として回収しておりますが、より効果的な排出方法等について検討してまいります。	③
4	これからのごみ 処理 P50	その他プラの対象物は容器類に限定しているが、使用済の日用品（使い古しのプラスチック製品）も含めてはどうか。むしろ、容器を洗う水や拭くためのちり紙がもったいないを思っています。	1	現行の法制度において、対象物はプラスチック製の容器や包装類に限定されているため、対象物を変更する予定はありません。今後の対応につきましては、国の方針等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他